

第1回 京都府肝炎対策協議会

次 第

平成26年3月18日（火）15:00～

ルビノ京都堀川 朱雀の間

1 あいさつ

2 京都府肝炎対策協議会の設置趣旨について

3 会長の選出について

4 報告・協議事項

(1) 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策について

① 感染予防・肝炎検査

② 診療体制・肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

③ 肝炎に関する啓発及び知識の普及等・相談支援体制の強化等

(2) 肝炎治療に対する医療費助成の対象拡大について

(3) 京都府肝炎手帳（仮称）の作成について

京都府肝炎対策協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 京都府の肝炎対策の関係者が連携し、対策を推進するため、京都府肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 協議会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府における肝炎対策の現状・課題及び推進の方向性に関すること。
- (2) その他、京都府における肝炎対策のあり方に関すること。

(委員の要件等)

第3条 協議会の委員は、肝炎に関する専門家、医療従事者、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにその家族又は遺族で構成する団体等より推薦のあった者とする。

2 委員は、15名以内とする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の議事を運営する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、知事が招集する。

(意見の聴取)

第7条 知事は、協議会において、必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

(3) 肝炎対策

現状と課題

- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人と推定されていますが、感染に気づいていない人が多く存在すると考えられています。
- 肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりするなどの治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受けることが重要です。
- 肝炎対策の基本的な考え方
 - ・肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。
 - ・検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路など、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。
 - ・肝炎対策の推進に当たっては、平成23年5月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関などの関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。
- 感染予防
 - ・若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけや入れ墨を入れるなど、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
 - ・母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査などの取組を実施しており、引き続き対策を進める必要があります。
- 検査実施体制
 - ・保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、国の調査では、検査を受けたことがあると回答した人が3割に満たない状況であり、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、受検しやすい体制の整備も求められています。
 - ・受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨など、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- 医療提供体制
 - ・全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。
 - ・インターフェロン治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施するほか、治療が必要な人に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。
- 予防及び医療に関する人材の育成
 - ・保健所及び市町村における助言・相談機能を充実するため、肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材の育成に努める必要があります。
 - ・医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。
- 啓発及び知識の普及等

- ・国の調査によると、肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
 - ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。
- その他肝炎対策の推進
- ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポートなど相談支援体制の充実が必要です。
 - ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。
 - ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

対策の方向

ポイント

★感染予防

- ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進
- ・妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨

★肝炎検査

- ・効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進
- ・検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施

★診療体制

- ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充
- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進

★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

- ・保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施
- ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施

★肝炎に関する啓発及び知識の普及等

- ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進
- ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進

★相談支援体制の強化等

- ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進
- ・肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置

成果指標

- 肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村 15市町村（23年度）→ 全市町村（29年度）
- 北部相談窓口の設置 0（24年度）→ 1（29年度）
- 肝炎に関する知識を持つ人材を育成 52人（24年度）→ 200人（29年度）

京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

1. 対策の方向

分野	計画の内容	取組状況
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ○若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進 ○妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○肝臓週間での啓発（7/26、四条烏丸交差点周辺） ○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター） ○リーフレットによる啓発（保健所窓口等で配布） ○府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施（全市町村）
肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進 ○検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施（H24 受検者 10,965 人） ○検査実施医療機関の拡充 58 施設（H25 3 施設増） ○保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載 ○市町村・保健所職員向け研修の実施（H25.6.26 38 名受講） （内容）肝炎の病態、治療法、医療費助成制度、給付金制度 京都府の肝炎対策、肝炎検査の拡大等
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な医療を提供するため、肝炎専門医療機関を拡充 ○肝炎患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎専門医療機関 176 施設（H26.2 月末現在） ○日本肝臓学会専門医所属施設等に働きかけ、肝炎患専門医療機関の指定を拡大（H25 6 施設増） ○肝炎患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施（医師向け研修、北部講演会・相談会）
肝炎の予防及び医療に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施 ○肝炎患診療連携拠点病院と連携し、肝炎患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・保健所職員向け研修の実施（H25.6.26 38 名受講） （再掲） ○医師向け研修を実施（H26.2.8 68 名（うち医師 62 名）受講） （内容）・C型肝炎の治療選択 ・肝がんのスクリーニングから治療法まで

分野	計画の内容	取組状況
肝炎に関する啓発及び知識の普及等	<p>○肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進</p> <p>○肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進</p>	<p>○肝臓週間での啓発（7/26、四条烏丸交差点周辺）</p> <p>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</p> <p>○リーフレットによる啓発（保健所窓口等で配布）（以上 再掲）</p> <p>○民間企業と連携した取組等を検討</p>
相談支援体制の強化等	<p>○肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院内に肝炎相談センター（仮称）を設置するなど、肝炎患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進</p> <p>○肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置</p>	<p>○府立医大病院肝炎相談支援センターを開設（H25.6月～ 54件）</p> <p>※京大病院肝炎相談支援センター（H22.4月～ 134件）</p> <p>○府北部（福知山）で講演会・相談会実施（H26.2.22 39名参加）</p> <p>○肝炎手帳（仮称）の作成（H26.3月～）、関係機関での配布を目指す</p> <p>○肝炎対策協議会を設置。第1回会議開催（H26.3.18）</p>

2. 数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標（H29年度）	現状値
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	15市町村（H23年度）	全市町村	17市町村（H24年度）
北部相談窓口の設置	0（H24年度）	1	0（北部講演会・相談会を実施）（H25年度）
肝炎に関する知識を持つ人材を育成	52人（H24年度）	200人	90人（H25年度）

京都府

[ホーム](#) > [健康・福祉・人権](#) > [健康・医療](#) > [京都府の健康対策](#) > [日本肝炎デー及び肝臓週間について](#)

ツイート 0

いいね! 0

日本肝炎デー及び肝臓週間について

日本肝炎デー及び肝臓週間

世界保健機関(WHO)では、2010年に世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

我が国では平成24年度から同日を日本肝炎デーと定め、この日を含む1週間を肝臓週間として、肝炎に関する集中的な普及啓発を行うこととされています。

街頭啓発活動を実施しました！

肝炎ウイルス検査の必要性を知っていただき、ひとりでも多くの方に検査を受けていただくよう、京都市と共同で街頭啓発活動を実施しました。

日時 平成25年7月26日(金曜) 午後12時30分～13時00分

場所 四条烏丸交差点周辺

当日は、京都府医師会、京都肝炎友の会の皆さんにも御協力いただき、ポケットティッシュなどの啓発資材を配布しました。

また、京都府広報監まゆまろも参加してくれました。



肝炎ウイルス無料検査
実施中！！

肝臓は、体の中で一番大きく、
とても重要な臓器です。

そんな肝臓のニックネームは、「沈黙の臓器」
だからこそ、無料検査で早期発見して、早期治療へ！！

ウイルス性肝炎とは？

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。

この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。

B型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大級の感染症ともいわれています。

肝臓は「沈黙の臓器」

肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。

「体がだるい」と気付くころには、かなりの重症になってしまっています。

肝炎ウイルスは、検査で分かります。

肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することが可能です。



検査を受けるには？

どんな検査？

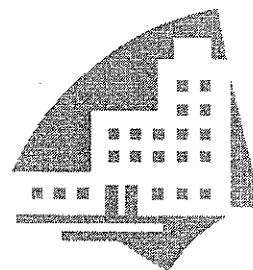
肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、血液検査で判断します。

採血は短時間で済み、また検査結果は数週間でお知らせできます。

*感染後は3ヶ月ほどたたないと、陽性にならないこともあります。

どこで受けられるの？

京都府では、次のとおり無料検査を実施しています。



肝炎ウイルス検査が受けられるところ	検査費用等	事前予約の有無
京都府各保健所	無料・匿名	要 予 約
京都府が委託する医療機関（*）	無 料	医療機関で異なります

* 京都府が委託する医療機関は、別添を参照してください。

京都府の各保健所窓口

保健所名	所在地	最寄り駅	電 話
乙 訓	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	阪急西向日駅徒歩5分	075-933-1153
山城北	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	JR宇治駅徒歩5分	0774-21-2911
山城北 綴喜分室	〒610-0331 京田辺市田辺明田1	近鉄新田辺駅徒歩8分	0774-63-5745
山城南	〒619-0214 木津川市木津上戸18	JR木津駅徒歩7分	0774-72-0981
南 丹	〒622-0041 南丹市園部町小山東町 藤ノ木21	JR園部駅徒歩5分	0771-62-2979
中丹西	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91	JR福知山駅徒歩10分	0773-22-6381
中丹東	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西1499	JR西舞鶴駅徒歩15分	0773-75-0806
丹 後	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波855	K.T.R峰山駅東口駅前	0772-62-4312

感染が分かったら？

肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝炎の状態は人によって様々です。まずは、専門医に相談しましょう。

京都府では「肝疾患専門医療機関一覧」を京都府ホームページで公表しています。

主な治療方法は？

インターフェロンは、免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤で、ウイルス性肝炎を根治することができるものです、

B型肝炎の場合は約3割、C型肝炎の場合は約5～9割の人が、治療効果を期待できます。

核酸アナログ製剤は、B型肝炎ウイルスのDNA合成を阻害する作用がある薬剤で、ウイルスの増殖抑制の効果があります。

*治療効果は、遺伝子型、ウイルス量などによって異なります。

感染拡大の予防のために

現在は、B型母子感染予防や献血のスクリーニングなど、感染の拡大防止対策によって、お産や輸血などによる肝炎の感染はきわめてまれになっています。

以下の注意事項を守っていれば、肝炎ウイルスが日常生活で感染することは、まずあり得ません。

くしゃみ、せき、抱擁、食べ物、飲み物、食器、コップの共用などでは感染しません。

<主な注意事項>

- ◇歯ブラシ、カミソリ、ピアスなど、血液がつく可能性のあるものを他人と共用しない。
- ◇血液や分泌物の付着したものは、むき出しにならないようにしっかり包んで捨てるか、流水でよく洗い流す。
- ◇外傷、皮膚炎、鼻血、月経血などは、できるだけ自分で手当てをする。
- ◇他人の血液が入る可能性のある入れ墨はしない。

◆肝炎治療に対する医療費助成制度について

- ・京都府では、肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療に係る医療費を軽減するため、医療費助成を行っています。
- ・助成の対象となるのは、B型又はC型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療です。
- ・世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。
- ・詳しくは、お近くの保健所又は京都府健康福祉部健康対策課でお問い合わせください。
(京都府ホームページにも制度概要を掲載しています)。

京都府における肝炎ウイルス検査受検実績

年度	京都府			市町村 (京都市除く)	府・市町村 計	京都市	合計
	保健所	医療 機関	府 計				
H20	665	142	807	4,125	4,932	2,916	7,848
H21	298	98	396	4,125	4,521	2,336	6,857
H22	217	51	268	4,022	4,290	1,991	6,281
H23	268	86	354	7,759	8,113	2,041	10,154
H24	308	453	761	8,227	8,988	1,977	10,965
計	1,756	830	2,586	28,258	30,844	11,261	42,105

※数字はB型又はC型肝炎ウイルス検査を受検した実人数

肝炎ウイルス検査実施医療機関一覧

(平成26年1月29日現在)

医療機関名	所 在	受付電話番号	検査実施曜日・時間	保険証の可否	予約の可否
向日回生病院	向日市	075-934-6881	月曜～金曜 9時30分～12時30分 14時～16時	必要	必要
角水医院	向日市	075-921-7461	月曜～水曜・金曜・土曜 (土曜は午前のみ)	必要	不要
堀医院	向日市	075-921-3850	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ)	必要	必要
済生会京都府病院	長岡京市	075-955-0111	火曜～金曜 9時～11時	不要	必要
千春会病院	長岡京市	075-954-2175	月曜～土曜 (土曜は午前のみ)	必要	必要
宇治徳洲会病院	宇治市	0774-20-1111	月曜～金曜 8時30分～11時30分 (6月1日～11月30日の 間は～10時30分)	必要	不要
宇治病院	宇治市	0774-32-6000	月曜～土曜 9時～11時30分	不要	必要
上田診療所	宇治市	0774-22-7586	月曜～土曜 9時～11時	必要	必要
おかもと総合クリニック	宇治市	0774-45-4110	木曜 12時30分～13時30分	必要	必要
六地藏総合病院	宇治市	0774-33-1717	月曜～土曜 9時～12時	必要	不要
かどさか内科クリニック	宇治市	0774-31-1077	月曜～土曜 9時～12時	必要	不要
宇治武田病院	宇治市	0774-25-2072	月曜～金曜 9時～11時30分	必要	必要
小田部小児科・内科医院	宇治市	0774-32-6205	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ、 火曜は午後のみ)	必要	必要
笹平診療所	宇治市	0774-21-4523	月曜～土曜 (土曜は午前のみ)	必要	不要
中村医院	宇治市	0774-31-5237	月曜～水曜・金曜・土曜 9時30分～11時30分	不要	必要
きづ川クリニック	城陽市	0774-54-1113	月曜～土曜 9時～12時	必要	不要
鹿野医院	城陽市	0774-52-0441	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ)	必要	必要
八幡中央病院	八幡市	075-983-0119	月曜・金曜 9時～12時	必要	必要 (写真付き身分 証明書必要)
右橋医院	八幡市	075-981-0282	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ)	必要	不要
大森医院	八幡市	075-971-0033	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ)	必要	不要
田辺中央病院	京田辺市	0774-63-1116	月曜～金曜 10時～11時30分	不要	必要
新田クリニック	京田辺市	0774-62-1120	月曜・火曜・木曜～土曜 (土曜は午前のみ)	必要	必要
沢井内科医院	京田辺市	0774-63-7025	火曜 17時30分～19時30分	必要	必要
久御山南病院	久御山町	075-631-2261	水曜・木曜 9時～16時	不要	不要
公立山城病院	木津川市	0774-72-0235	火曜・金曜 14時～15時	必要	必要
山口医院	木津川市	0774-76-0505	月曜～水曜・金曜・土曜 (土曜は午前のみ)	必要	必要
あさの内科クリニック	木津川市	0774-73-5888	月曜～水曜・金曜・土曜 (土曜は午前のみ)	必要	必要

医療機関名	所在地	受付電話番号	検査実施曜日・時間	保険証の状況	予約の可否	
松森内科医院	木津川市	0774-73-0669	月曜～水曜・金曜・土曜 (火曜・土曜は午前のみ)	9時～12時 16時30分～19時30分	必要	必要
岡田医院	木津川市	0774-86-3036	月曜～水曜・金曜・土曜	9時～12時	必要	必要
一瀬医院	木津川市	0774-76-5310	火曜・金曜・土曜	9時～11時30分	必要	必要
吉村医院	木津川市	0774-76-8424	月曜～金曜	9時～12時	必要	必要
つじのうえクリニック	木津川市	0774-73-9293	月曜～水曜・金曜・土曜 (土曜は午前のみ)	9時～12時 16時～18時	必要	必要
学研都市病院	精華町	0774-98-2123	月曜～土曜	9時～12時	必要	不要
精華町国民健康保険病院	精華町	0774-94-2076	月曜・水曜・金曜	9時～12時	必要	必要
おく内科医院	精華町	0774-72-7023	月曜～土曜 (火曜・土曜は午前のみ、 木曜は午後のみ)	9時～12時 16時30分～19時30分	必要(または住所が確認できるもの)	必要
伊左治医院	笠置町	0743-95-2031	月曜～金曜 (第1・第3土曜)	9時～12時	必要	必要
亀岡市立病院	亀岡市	0771-25-7313	水曜	13時30分～14時	必要	必要
さとう医院	亀岡市	0771-25-8851	月曜・火曜・木曜	9時～12時	必要	必要
明治国際医療大学附属病院	南丹市	0771-72-1221	月曜・水曜	9時30分～11時30分	必要	必要
公立南丹病院	南丹市	0771-42-2510 (内線2800)	月曜・金曜	13時～14時	不要	必要
国保京丹波町病院	京丹波町	0771-86-0220	月曜～金曜	9時～11時30分	不要	不要
市立福知山市民病院	福知山市	0773-22-2101	水曜・金曜	13時～15時	不要	必要 (電話不可)
福井内科医院	福知山市	0773-25-3300	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ)	9時～12時 16時～18時30分	必要	必要
京都ルネス病院	福知山市	0773-23-1281	月曜～土曜	9時～12時	必要	必要
いなば内科クリニック	福知山市	0773-24-5136	月曜～土曜	9時～12時 16時～19時	不要	必要
渡辺医院	福知山市	0773-33-3810	月曜～土曜 (木曜・土曜は午前のみ)	9時～12時 16時30分～19時	必要	不要
舞鶴赤十字病院	舞鶴市	0773-75-4175	月曜～金曜	14時～16時	必要	不要
舞鶴医療センター	舞鶴市	0773-62-2680	月曜～金曜	9時～11時	必要	不要
市立舞鶴市民病院	舞鶴市	0773-62-2630	月曜・木曜・金曜	9時～11時30分	必要	必要
澤田医院	舞鶴市	0773-62-1399	月曜～土曜	9時～11時30分	必要	必要
綾部市立病院	綾部市	0773-43-0123	月曜～金曜	8時30分～11時30分	必要	不要
京都協立病院	綾部市	0773-42-0440	月曜～土曜 (火曜・木曜・土曜は午前 のみ)	9時～12時 17時～19時	不要	必要
宮津武田病院	宮津市	0772-22-2157	月曜～金曜	9時～16時30分	不要	不要
京丹後市立久美浜病院	京丹後市	0772-82-1500	水曜	9時～12時	不要	必要
京丹後市立弥栄病院	京丹後市	0772-65-2003	火曜・水曜	16時～	必要	必要
丹後中央病院	京丹後市	0772-62-0791	月曜～水曜	9時～11時30分	必要	必要
京都府立医科大学附属 北部医療センター	与謝野町	0772-46-3371	月曜	14時～15時	不要	必要
いわさく診療所	与謝野町	0772-42-3018	月曜～土曜	9時～12時	必要	必要

肝疾患専門医療機関一覧

(平成26年1月現在)

- * 受診の前に、あらかじめ医療機関にお問い合わせください。
- * このリスト以外にも専門医療機関等との連携によりインターフェロン治療を実施する医療機関はあります。
- * このリストは随時更新します。

「肝疾患専門医療機関」とは、以下の基準(1)もしくは(2)を満たす医療機関のこと

- (1) 日本肝臓学会認定専門医が定期的に外来を行っている医療機関
- (2) 次の2項を満たす医師が定期的に外来を行っている医療機関
 - ・CT、エコーなどによって肝臓病を評価診断できる技術を持つ
 - ・肝臓病の臨床に5年以上携わる

市区町村	医療機関名	電話番号	日本肝臓学会認定専門医が診察	
京都市	北区	医)康生会北山武田病院	075-721-1612	●
		社会保険京都病院	075-441-6101	●
		京都警察病院	075-491-8559	
		医)明生会賀茂病院	075-493-3330	●
		陶山医院	075-492-3482	●
		ヒキタ内科クリニック	075-491-0050	●
		出口内科医院	075-495-6616	●
		たけだ医院	075-494-3230	
		医)坂本医院	075-462-4640	●
		医)裕泰会足立医院	075-463-1808	
		富田病院	075-491-3241	
		医)伊吹医院	075-492-5732	
		上京区	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111
	京都第二赤十字病院		075-231-5171	●
	室町病院		075-441-5859	●
	西陣病院		075-461-8800	
	太田内科クリニック		075-432-0033	●
	医)西陣健康会クリニックほりかわ		075-441-8185	
	左京区	京都大学医学部附属病院	075-751-3111	●
		日本バプテスト病院	075-781-5191	
		社)信和会京都民医連第二中央病院	075-701-6111	
		医)中島医院	075-723-1833	●
		三浦診療所	075-781-2528	
		医)藤田医院	075-711-0911	
		坂口循環器科内科医院	075-722-2336	
		出木谷医院	075-761-3841	
	中京区	京都民医連中央病院	075-822-2777	●
		京都市立病院	075-311-5311	●
		京都通信病院	075-241-7168	●
		かないつか医院	075-463-8888	
		野見山医院	075-812-0290	
		松本医院	075-803-1606	●

市区町村		医療機関名	電話番号	日本肝臓学会認定専門医が診療
京都市	中京区	今井内科胃腸科医院	075-231-2698	
		森島医院	075-811-4073	
		内科消化器科岩野医院	075-254-3775	
		医)坂部医院	075-231-1624	
		小笠原医院	075-221-5460	●
		にしかわ内科医院	075-841-0028	
		青木クリニック	075-257-4711	
		医)康生会柳馬場武田クリニック	075-213-2216	
		(財)中央診療所	075-211-4502	●
		医)うえだ医院	075-803-3301	
		高岡胃腸医院	075-221-4210	
		京都民医連太子道診療所	075-822-2660	●
		医療法人医音会友愛診療所	075-813-3135	
		東山区	京都第一赤十字病院	075-561-1121
	原田病院		075-551-5668	●
	医)久野病院		075-541-3136	●
	長村医院		075-561-2043	
	京都市三条診療所		075-531-1189	
	山科区	社)愛生会山科病院	075-594-2323	●
		医)恵仁会なぎ辻病院	075-591-1131	
		洛和会音羽病院	075-593-4111	
		今井内科診療所	075-502-1159	
		高須町塚診療所	075-595-5510	
		澤内科医院	075-582-0297	●
		福田医院	075-592-0575	
		医)辻医院	075-582-8880	
		医)片岡医院	075-581-0024	
		医)杉本医院	075-595-0070	
		医)瀬戸内科医院	075-501-0995	
		医)医幸会辻隠医院	075-581-4181	
		医)真正会村上内科医院	075-501-2551	
		医)森医院	075-594-7191	
	下京区	京都回生病院	075-311-5121	
		医)康生会武田病院	075-361-1351	
		木津屋橋武田病院	075-343-1766	
		医)健康会京都南病院	075-312-7361	
		医)佐々木医院	075-351-2880	
		和田クリニック	075-341-0025	

市区町村	医療機関名	電話番号	日本肝臓学会認定専門医が診療	
京都市	下京区	医)三宝会小笠原クリニック	075-326-2211	
		医)小畑内科クリニック	075-241-3845	
		医)ふじた医院	075-343-4188	
	南区	NTT西日本京都病院	075-672-7500	
		医)医道会十条リハビリテーション病院	075-671-2351	
		京都九条病院	075-691-7121	
		大築山診療所	075-922-6206	
	右京区	西京病院	075-313-0721	
		医)寿光会竹腰医院	075-461-6288	
		にしかわクリニック	075-315-5815	●
		うずまさ診療所	075-863-6152	●
		医)岡田医院	075-861-0582	
		医)國枝医院	075-314-7531	
		医)たけだ診療所	075-321-1117	
		景山医院	075-323-6680	
		勝馬内科医院	075-326-2741	●
		西大丸診療所	075-311-5992	●
		医)松仁会内田病院	075-882-6666	
		医)柏木内科整形外科医院	075-861-1928	
		かねみつ内科クリニック	075-873-8686	
		矢間酒井診療所	075-861-0177	●
	西京区	社)京都桂病院	075-391-5811	●
		西京都病院	075-381-5166	
		洛西ニュータウン病院	075-332-0123	
		林檎原診療所	075-381-2226	
		医)今井内科医院	075-381-8691	●
		中安外科	075-332-6880	
		医)ナカガワ内科医院	075-332-7702	●
		三菱京都病院	075-381-2111	●
		三好医院	075-872-0961	●
	伏見区	松原医院	075-381-2215	
		医)医仁会武田総合病院	075-572-6331	
		稲荷山病院	075-541-3371	
金井病院		075-631-1215		
独)国立病院機構京都医療センター		075-641-9161	●	
辻クリニック		075-641-3073	●	
	医)医幸会辻際醍醐診療所	075-571-0344		

市区町村		医療機関名	電話番号	日本呼吸学会認定専門医が診察
京都市	伏見区	西医院	075-641-6251	
		若林内科胃腸科医院	075-622-1313	
		沖医院	075-621-1136	
		北住医院	075-612-5217	
		医)弘田医院	075-641-1730	
		西川医院	075-605-1011	
		まつむら医院	075-647-3500	●
		半田医院	075-641-0178	
		さいわい病院	075-612-3101	
		医)緑萌会社医院	075-571-0951	
向日市		向日回生病院	075-934-6881	
		角水医院	075-921-7461	●
		堀医院	075-921-3850	●
		胡医院	075-924-2662	
長岡京市		医)千春会千春会病院	075-954-2175	
		済生会京都府病院	075-955-0111	●
宇治市		宇治病院	0774-32-6000	
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111	●
		宇治武田病院	0774-25-2500	
		医)和松会六地藏総合病院	0774-33-1717	
		医)第二岡本総合病院	0774-44-4511	
		医)かどさか内科クリニック	0774-31-1077	
		上田診療所	0774-22-7586	
		小田部小児科内科医院	0774-32-6205	
		医)笹平診療所	0774-21-4523	
		医)中村医院	0774-31-5237	
城陽市		独)国立病院機構南京都病院	0774-52-0065	
		京都きづ川病院	0774-54-1111	
		堀土内科医院	0774-52-1428	
		ほうゆう病院	0774-53-8100	
		医)啓信会きづ川クリニック	0774-54-1113	●
		医)鹿野医院	0774-52-0441	
八幡市		医)右橋医院	075-981-0282	
		美杉会男山病院	075-983-0001	
		医)医聖会京都八幡病院	075-971-2001	
		医)医聖会八幡中央病院	075-983-0119	●
		大森医院	075-971-0033	

市区町村	医療機関名	電話番号	日本肝臓学会認定 専門医が診療
京田辺市	医)石鎚会田辺中央病院	0774-63-1111	●
	新田クリニック	0774-62-1120	
	医)沢井内科医院	0774-63-7025	
木津川市	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	
	あさの内科クリニック	0774-73-5888	
	医)松森内科医院	0774-73-0669	
	山口医院	0774-76-0505	
	岡田医院	0774-86-3036	
	一瀬医院	0774-76-5310	
	つじのうえクリニック	0774-73-9293	
	医)吉村医院	0774-76-8424	
笠置町	医)伊左治医院	0743-95-2031	
精華町	精華町国民健康保険病院	0774-94-2076	
	おく内科医院	0774-72-7023	
亀岡市	亀岡市立病院	0771-25-7313	●
	亀岡シミズ病院	0771-23-0013	●
	十倉佳史胃腸内科クリニック	0771-23-5001	
	さとう医院	0771-25-8851	●
綾部市	綾部市立病院	0773-43-0123	●
	京都協立病院	0773-42-0440	
舞鶴市	澤田医院	0773-62-1399	
	医)鳥井医院	0773-75-3111	
	舞鶴共済病院	0773-62-2510	
福知山市	福知山市民病院	0773-22-2101	●
	福井内科医院	0773-25-3300	●
	医)福富士会京都ルネス病院	0773-22-3550	
	いなば内科クリニック	0773-24-5136	●
	医)静寿会渡辺医院	0773-33-3810	●
宮津市	宮津武田病院	0772-22-2157	●
京丹後市	(財)丹後中央病院	0772-62-0791	
与謝野町	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	●
	医)仁壽会いわさく診療所	0772-42-3018	

連携医療機関

京都市	伏見区	医)北村医院	075-644-0070	
-----	-----	--------	--------------	--

* 受診の前に、あらかじめ医療機関にお問い合わせください。
 * このリスト以外にも専門医療機関等との連携によりインターフェロン治療を実施する医療機関はあります。
 * このリストは随時更新します。

平成25年度 京都府 肝疾患専門医療機関等向け研修会

この度、京都府、京都府肝疾患診療連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院）が連携し、肝疾患専門医療機関向けの研修を実施いたします。

厚生労働省の「都道府県における検診後肝疾患診療体制に関するガイドライン」によれば、肝疾患専門医療機関には、学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていること等が望まれています。

今回は、診療ガイドラインや最新情報についての講演を予定しておりますので、この機会に是非御参加いただきますようお願いいたします。

日医生涯教育制度 2単位	.. カリキュラムコード ..	
	13 地域医療	15 臨床問題解決のプロセス
	18 全身倦怠感	73 慢性疾患、複合疾患の管理

（講演1）「C型肝炎の治療選択」

京都府立医科大学大学院医学研究科消化器内科学 光吉 博則 先生

（講演2）「肝がんのスクリーニングから治療法まで」

京都大学大学院医学部研究科 消化器内科学 上田 佳秀 先生

日 時：平成26年2月8日（土） 15:00～17:00

場 所：京都センチュリーホテル 瑞鳳の間

（京都市下京区東塩小路町680

TEL:075-351-0513）

対象者：京都府内の肝疾患専門医療機関に勤務する医師等、その他医療従事者

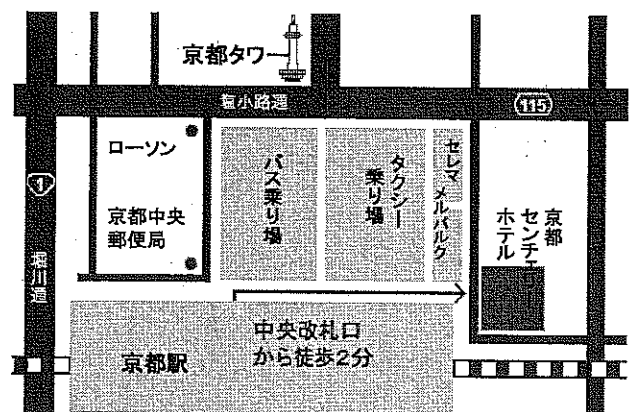
定 員：100名 参加費：無料

申込方法：裏面の申込様式に必要事項を記載の上、

下記担当あて、FAXもしくはメールにてお申込みください。

（申込書は京都府ホームページからもダウンロード可能です：

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanenkenshuu.html>）



☆☆お申込み先☆☆

京都府健康対策課 肝疾患連携拠点病院研修会事務局

FAX: 075-431-3970 TEL: 075-414-4766 MAIL: kentai@pref.kyoto.jp

<共催> 京都府

京都府肝疾患連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院）

<後援> 京都府医師会（予定）

肝疾患相談支援センターにおける相談体制について

京都府では、肝炎患者やその家族をはじめ、肝疾患に関する不安や疑問を持つ方からの相談に対応し、精神的負担の軽減や適切な肝炎医療の提供を図るため、京都府立医科大学附属病院及び京都大学医学部附属病院に肝疾患相談センターを設置しており、無料で患者やご家族の相談をお受けしています。

記

1 相談センターの概要

- 肝疾患に関する相談員を配置。専門医と連絡しながら電話相談や面談を実施。
- 患者及び家族からの相談や質問のほか、医療機関等からの相談にも対応。肝疾患に関する情報提供を行う（無料。ただし相談センターの電話代は負担必要）。

例えばこんな相談に対応しています

肝炎ウイルス検査を受けるには・・・	どこを受診すればいいの・・・
病気の悩みや不安・・・	治療内容がよく分からない・・・
日常生活で注意することは・・・	医療費助成制度を受けるには・・・

2 窓口開設時間、連絡先電話番号等

	開設日 (※)	開設時間
府立医大病院肝疾患相談センター 075-251-5948	毎週 火・木曜日	10～12時、13～16時
	毎週 水曜日	13～16時
京大病院肝疾患相談センター 075-751-4701	毎週 月・水・金曜日	10～12時

※ 両大学病院が連携し、毎週月～金まで毎日対応

※ 祝日及び12月29日から1月3日を除く

肝炎患者さんのための 京都府北部講演会・相談会

この度、京都府、京都府肝疾患診療連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院）が連携し、肝疾患患者さんのための京都府北部講演会・相談会を実施いたします。

肝炎の治療は、年を追うごとに治療法が開発されています。病気に立ち向かう心を持てるよう、また病気と付き合い合っていけるよう、正しい知識を身につけることが大切です。この機会に是非御参加いただけますようお願いいたします。

第1部

講演「肝炎の病態と治療法」

14:00～15:30

講師：福知山市民病院 消化器内科医長 森 康二郎 先生
京都大学大学院医学研究科 消化器内科助教 高橋 健 先生

第2部

相談会

15:30～16:30

※相談会については、Q&A形式で実施いたします。

定員：50名 参加費：無料

申込方法：下記のお申し込み先に、電話でお申しください。または、裏面の申込書にて、FAXもしくはメールにてお申しください。申込書は京都府ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanenhokubu.html>

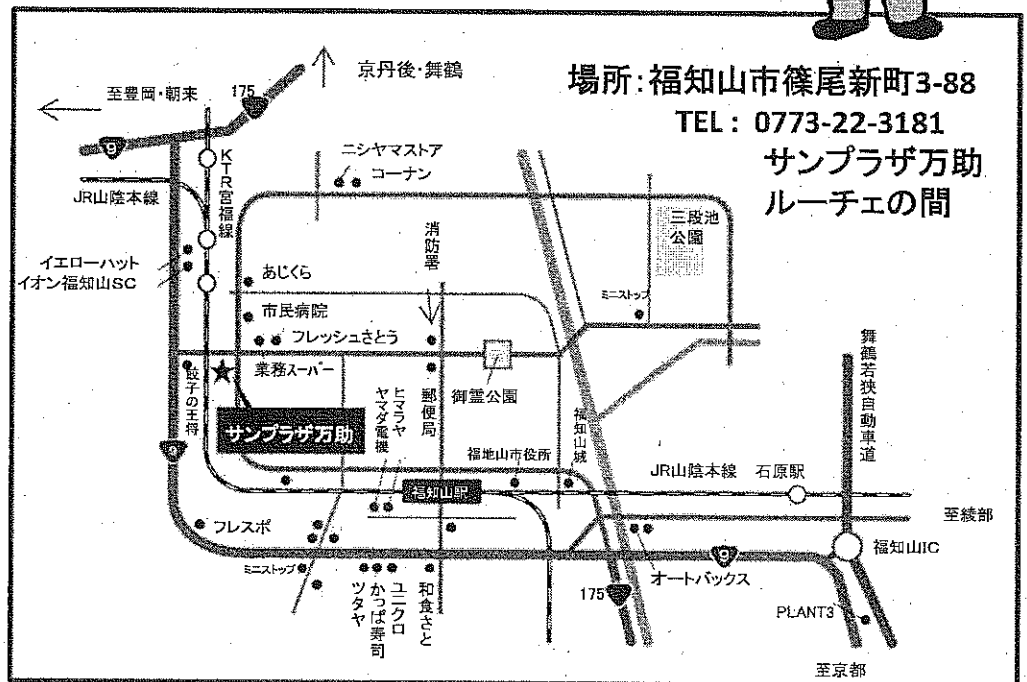
日時：平成26年2月22日（土）

場所：左図

サンプラザ万助
ルーチェの間

☆☆お申し込み先☆☆

京都府健康対策課
肝炎患者さんのための京都府北部
講演会・相談会事務局
FAX: 075-431-3970
TEL: 075-414-4766
MAIL :
kentai@pref.kyoto.lg.jp



場所：福知山市篠尾新町3-88
TEL：0773-22-3181
サンプラザ万助
ルーチェの間

<共催> 京都府

京都府肝疾患連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院）

平成26年度当初予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	肝 炎 対 策 費																										
予算額	242,580千円	新規・継続の別	継続																								
事業内容	<p>1 趣 旨</p> <p>○ウイルス性肝炎（B型・C型）を早期に発見するため、検査体制を強化</p> <p>○ウイルス性肝炎治療に効果が高いインターフェロン治療等に係る医療費を助成することにより、早期治療、肝がんを予防</p> <p>2 事業概要</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>▶ 肝炎検査の実施</p> <p>保健所、医療機関における肝炎無料検査の実施</p> </td> <td style="text-align: center;">6,001</td> </tr> <tr> <td> <p>▶ 医療費の助成</p> <p>B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロン治療等に係る医療費の助成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">70%</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康保険（国保等）負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">患者</td> <td style="text-align: center;">公費助成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">234,004</td> </tr> <tr> <td> <p>▶ 普及啓発の実施</p> <p>肝炎検査・治療に係る普及啓発の実施</p> </td> <td style="text-align: center;">132</td> </tr> <tr> <td> <p>▶ 肝炎対策協議会の開催</p> <p>肝炎対策の充実及び向上等に係る協議会の開催</p> </td> <td style="text-align: center;">443</td> </tr> <tr> <td> <p>▶ 肝疾患相談センターの運営</p> <p>肝炎に関する相談支援体制の充実</p> </td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> </tbody> </table>			内 容	事業費	<p>▶ 肝炎検査の実施</p> <p>保健所、医療機関における肝炎無料検査の実施</p>	6,001	<p>▶ 医療費の助成</p> <p>B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロン治療等に係る医療費の助成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">70%</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康保険（国保等）負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">患者</td> <td style="text-align: center;">公費助成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	70%	30%	健康保険（国保等）負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">患者</td> <td style="text-align: center;">公費助成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	患者	公費助成	負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table>	国	府	1/2	1/2	234,004	<p>▶ 普及啓発の実施</p> <p>肝炎検査・治療に係る普及啓発の実施</p>	132	<p>▶ 肝炎対策協議会の開催</p> <p>肝炎対策の充実及び向上等に係る協議会の開催</p>	443	<p>▶ 肝疾患相談センターの運営</p> <p>肝炎に関する相談支援体制の充実</p>	2,000
内 容	事業費																										
<p>▶ 肝炎検査の実施</p> <p>保健所、医療機関における肝炎無料検査の実施</p>	6,001																										
<p>▶ 医療費の助成</p> <p>B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロン治療等に係る医療費の助成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">70%</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康保険（国保等）負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">患者</td> <td style="text-align: center;">公費助成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	70%	30%	健康保険（国保等）負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">患者</td> <td style="text-align: center;">公費助成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	患者	公費助成	負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table>	国	府	1/2	1/2	234,004														
70%	30%																										
健康保険（国保等）負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">患者</td> <td style="text-align: center;">公費助成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担</td> <td> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	患者	公費助成	負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table>	国	府	1/2	1/2																		
患者	公費助成																										
負担	<table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </table>	国	府	1/2	1/2																						
国	府																										
1/2	1/2																										
<p>▶ 普及啓発の実施</p> <p>肝炎検査・治療に係る普及啓発の実施</p>	132																										
<p>▶ 肝炎対策協議会の開催</p> <p>肝炎対策の充実及び向上等に係る協議会の開催</p>	443																										
<p>▶ 肝疾患相談センターの運営</p> <p>肝炎に関する相談支援体制の充実</p>	2,000																										
担当課名	健康対策課 がん対策担当 疾病対策担当	課・担当電話番号	075-414-4739 075-414-4737																								

健康福祉部

シメプレビルを含む3剤併用療法の 医療費助成の拡大について

平成25年12月に肝炎治療に係る医療費助成制度が下記のとおり改正されましたので、報告します。

【改正の概要】

- ・平成25年11月19日に保険適用となった、新薬シメプレビルを含む3剤併用療法を医療費助成の対象とする。
- ・対象：HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、肝がんの合併のない者
- ・テラプレビルを含む3剤併用療法の治療歴のある症例も、シメプレビルを用いた再治療の助成対象となる。
- ・助成対象となる治療期間は24週が原則だが、全治療無効例に限り、最大48週までの延長が可能。

【京都府の対応】

- ・要綱改正の上、平成26年1月から申請を受付

肝炎治療に対する 医療費助成について

(ウイルス性肝炎と診断された方へ)

平成25年12月
京 都 府

1 対象となる方

京都府に住所があり、医療保険各法等の被保険者又は被扶養者で、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療並びにB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を要すると診断された方が対象です。

2 助成の対象となる医療

B型及びC型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びこれにともなう軽微な副作用の治療、並びにB型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療が対象となります。

<助成対象経費>

- 初診料、再診料、検査料、入院料及び薬剤料

<助成対象外経費>

- 上記の助成対象医療治療以外の治療、入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養負担標準負担額
- インターフェロン治療を中断して行う副作用に対する治療
重篤なうつ症状、間質性肺炎、重篤な血小板減少、重篤な貧血（溶血性貧血）、高度の白血球減少、好中球減少、重篤な耐糖能異常、重篤な甲状腺機能異常、重篤な眼症状（眼底出血）、頭蓋内出血（脳出血など）等

3 助成期間

- 原則として同一患者について1か年を限度とします。ただし、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤（テラプレビル、シメプレビル）を含む3剤併用療法（以下「3剤併用療法」という。）の患者は7か月を限度とします。
 - 核酸アナログ製剤治療は、医師が継続治療の必要を認めた場合、更新を認めます。
 - 次の場合は、例外的に1年を越えて延長を認めます。なお、少量長期投与については、対象となりません。
 - ① C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件(*)を満たし、医師が72週投与（48週プラス24週）が必要と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めます。
 - ② C型慢性肝炎セログループ1型症例に対する、シメプレビルを含む3剤併用療法の実施に当たり、一定の条件(*)を満たし、医師がペグインターフェロン及びリバビリンを更に24週投与することが適切と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めます。（この場合、ペグインターフェロン及びリバビリンの総投与期間は48週を超えることはできません。）
 - ③ 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、最大2か月を限度とする期間延長を認めます。ただし、再治療(再投与)については、対象となりません。
 - B型及びC型慢性肝炎並びにC型代償性肝硬変患者で一定の条件(*)を満たす場合には、2回目の制度利用を認めています。
- (*) 例外的に1年を超えて延長を認める基準、2回目の制度利用を認める条件については、受給者証送付時に同封する書類により、お知らせします。

4 医療費の自己負担額

患者さんの毎月の自己負担額の上限額は、世帯の市町村民税課税年額に応じ2段階（1万円、2万円）に区分され、これを超える額が助成されます。

自己負担額の毎月の上限額は、肝炎治療受給者証（以下「受給者証」という。）に記載されています。

* 医療機関で自己負担限度額を確認する必要がありますので、受給者証と同封して送付する「肝炎治療自己負担上限額管理票」を医療機関窓口へ提出し証明を受けてください。

(参考)

階層区分		自己負担限度額（月額）
D	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円
E	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円

※ 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、平成22年度の税制改正による扶養控除の見直しによる影響がないよう再計算を行います。

5 申請手続きについて

○ 申請に必要な書類等

申請に当たっては次の書類をご提出ください。

なお、提出いただく書類(2)の①、②の様式)は、京都府のホームページ、保健所等において提供していますのでご利用ください。

(1) 申請窓口

お住まいの地域の保健所等又は京都府健康対策課

(2) 申請時に必要な書類

① 肝炎治療受給者証交付申請書

② 肝炎治療受給者証認定に係る診断書

③ 申請者及び申請者と同一の世帯の全員の記載のある住民票の写し

④ 申請者及び申請者と同一の世帯の方全員の、市町村民税の課税年額を証明する書類

⑤ 申請者の氏名が記載された健康保険証等の写し

※ ②診断書及び③住民票の写しは、発行から3か月以内のもの。③住民票の写しは、「世帯主の氏名」及び「世帯主との続柄」記載のもの。④市町村民税課税証明書は、全項目のもの。

(3) 医療費の自己負担額の決定に当たっては、原則として住民票上の同一の世帯全員の市町村民税課税年額を合算しますが、以下の両方の条件に該当すれば、合算対象から除外できます。

○除外を希望する方が、

・申請者の配偶者でないこと

・申請者あるいはその配偶者と地方税法上・医療保険上の扶養関係にないこと

○該当される場合は、申請書の裏面に必要事項を記載し、世帯員全員の健康保険証の写しも、提出ください。

※ 世帯の認定に当たって、問い合わせの上、追加資料を求める場合があります。

6 申請に当たっての注意点

① 受給者証の有効期間は、同一患者につき1年間です。ただし、3剤併用療法の患者は7か月です。

② 医療費助成は、原則として保健所等が書類を受理した月の初日から開始となります。

インターフェロン治療で受理月の前月分から開始を希望する場合は、申請時点でその旨を申し出てください。ただし、この場合にあっても受給者証の有効期限は1年間(3剤併用療法の方は7か月)となりますので、受給者証の有効期間の適用については、ご自身で十分に考慮して申し出てください。

③ 郵便による提出も可能ですが、必要な書類は必ず添付してください。

④ 提出いただいた申請の結果は、概ね翌月の審査を経て、翌々月の下旬頃までに申請者あてにご連絡をいたします。

⑤ 申請いただいても必ず承認されるものではありませんので、あらかじめご了解ください。

⑥ 他の医療費助成を受けている方は、この医療費助成制度を申請する必要がない場合がありますのでご注意ください

7 受給者証が交付されるまでの間に支払った医療費について

○ 受給者証が届くまでの間に助成対象となる医療費を医療機関や保険薬局に支払った場合には、患者さんからの請求により返金します。

○ 高額療養費・療養費等付加給付については、先にご加入の健康保険に請求願います。

○ 請求方法等については、新規承認時に同封する書類によりお知らせします。

8 テラプレビルを含む3剤併用療法の治療の医療機関について

テラプレビルを含む3剤併用療法の治療については、次の医療機関に限りますので御注意ください。

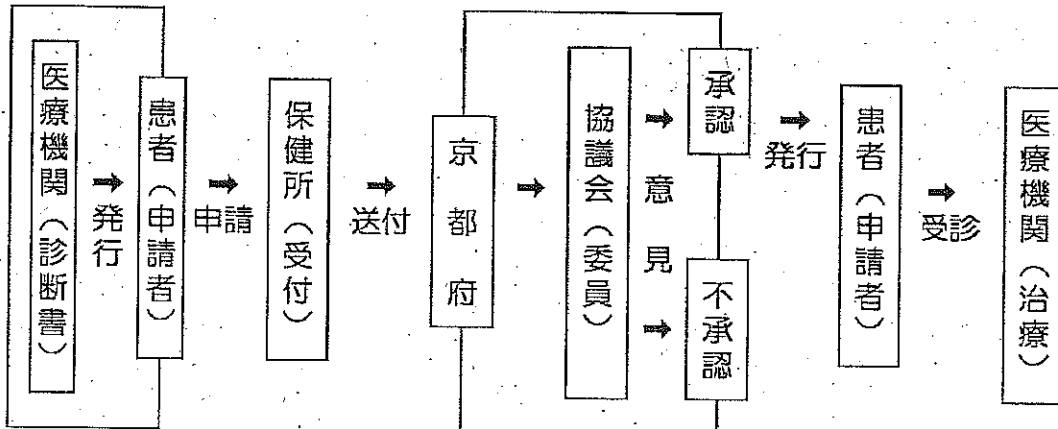
① 日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関

② 日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している医療機関

◇ 参考 認定基準

- 1 インターフェロン治療に係る医療費助成
- ① HBe抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。
(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)
 - ② インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療についてHCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。ただし、3剤併用療法（ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤）を受けたことがあるものについては、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかった場合に限る。
 - ③ ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法についてHCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。
 - ※1 ③については、②に係る治療歴の有無を問わない。
 - ※2 ③については、原則1回のみ助成とする。ただし、テラプレビルを含む3剤併用療法の治療歴のある者については、担当医によりシメプレビルを用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合、改めて助成の対象とすることができる。
- 2 核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成
B型肝炎ウイルスの増殖に伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

◇ 手続きの流れ



※ 受給者証交付までの間に医療機関に支払った医療費については、京都府に請求

【問い合わせ先】
 〒602-8570
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 京都府 健康対策課 疾病対策担当
 TEL : 075-414-4737
 FAX : 075-431-3970

H25.12月改訂

肝炎治療受給者証交付件数

(平成26年2月25日現在)

	インターフェロン							核酸アナログ製剤		合計
	B型	B型・2回目	C型	C型・2回目	C型・3回併用 (アタビル)	C型・3回併用 (シフトル)	小計	B型		
								合計		
20年度計	19		952				971			971
21年度計	26		579				605			605
22年度計	15		597	36			648	581		1,229
23年度計	10	1	289	32	26		358	200		558
24年度計	29	4	234	7	135		409	163		572
25年度										
4月審査			17	1	4		22	10		32
5月審査	4		29	2	4		39	17		56
6月審査	4		15	1	6		26	16		42
7月審査	1		7		1		9	24		33
8月審査	1		11		7		19	18		37
9月審査			10		1		11	10		21
10月審査			10		2		12	12		24
11月審査	1		9		1		11	11		22
12月審査			9				9	11		20
1月審査	2		5				7	8		15
2月審査			8		1		9	92		101
年度計	13	0	130	4	27		274	100	153	427
累計	112	5	2,781	79	188		3,265	1,097		4,362

京都府肝炎手帳（仮称）の作成について

1 作成趣旨

- 肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成、配布する。

2 冊子のボリューム

- 冊子の使いやすさ、印刷経費、普及のしやすさを考えれば、ある程度分量を抑えることが必要

3 冊子に盛り込む内容

- 肝炎等の知識（肝臓の働き、B型・C型肝炎、検査値、薬等）
- 医療・相談体制（拠点病院、相談センター、肝疾患専門医療機関等）
- 医療費助成制度
- 検査記録

4 普及方法

- 以下に送付
 - ・拠点病院、専門医療機関、指定治療医療機関、肝炎検査委託機関
 - ・市町村、保健所
 - ・府医師会、地区医師会、薬剤師会、歯科医師会、看護協会、患者会
 - ・手引きの掲載窓口

5 評価・見直し体制

- 肝炎対策協議会において、見直しの方向性等を協議し、必要に応じ改訂版を作成